

# 産業日本語研究会・特許文書分科会 活動報告

## ～生成AIが作成する特許文書と特許文書品質特性モデル～

産業日本語研究会 特許文書分科会

谷川英和・岩永勇二・黒川恵・久保田真司・西澤恵美子・的場成夫・関口明紀・笠田和宏

2026/2/5

# 目次

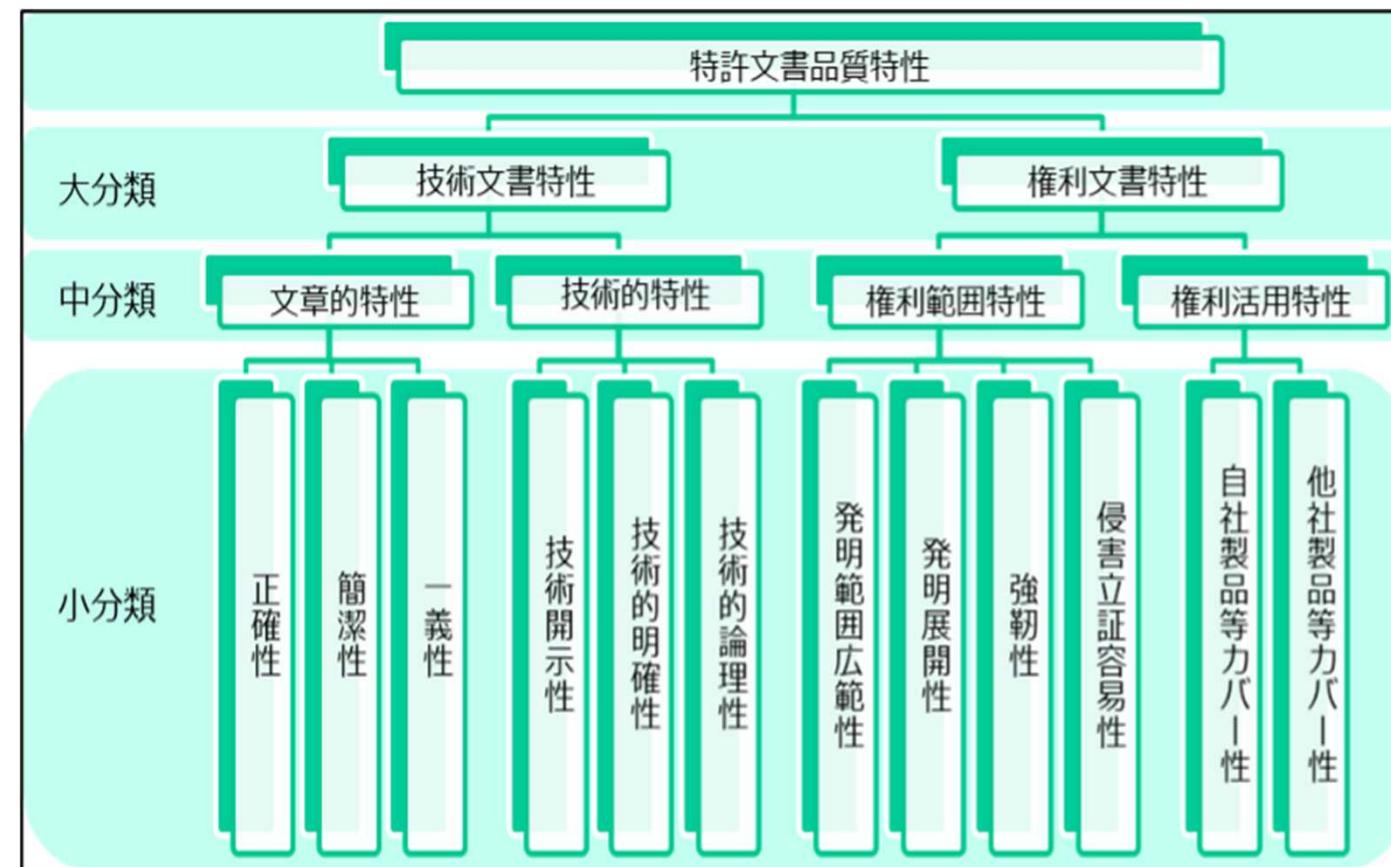
1. 背景と活動概要
2. 今年度の取り組み
3. 今後

# 1. 背景と活動概要(1)

特許文書分科会の目的：特許文書の品質向上に寄与する

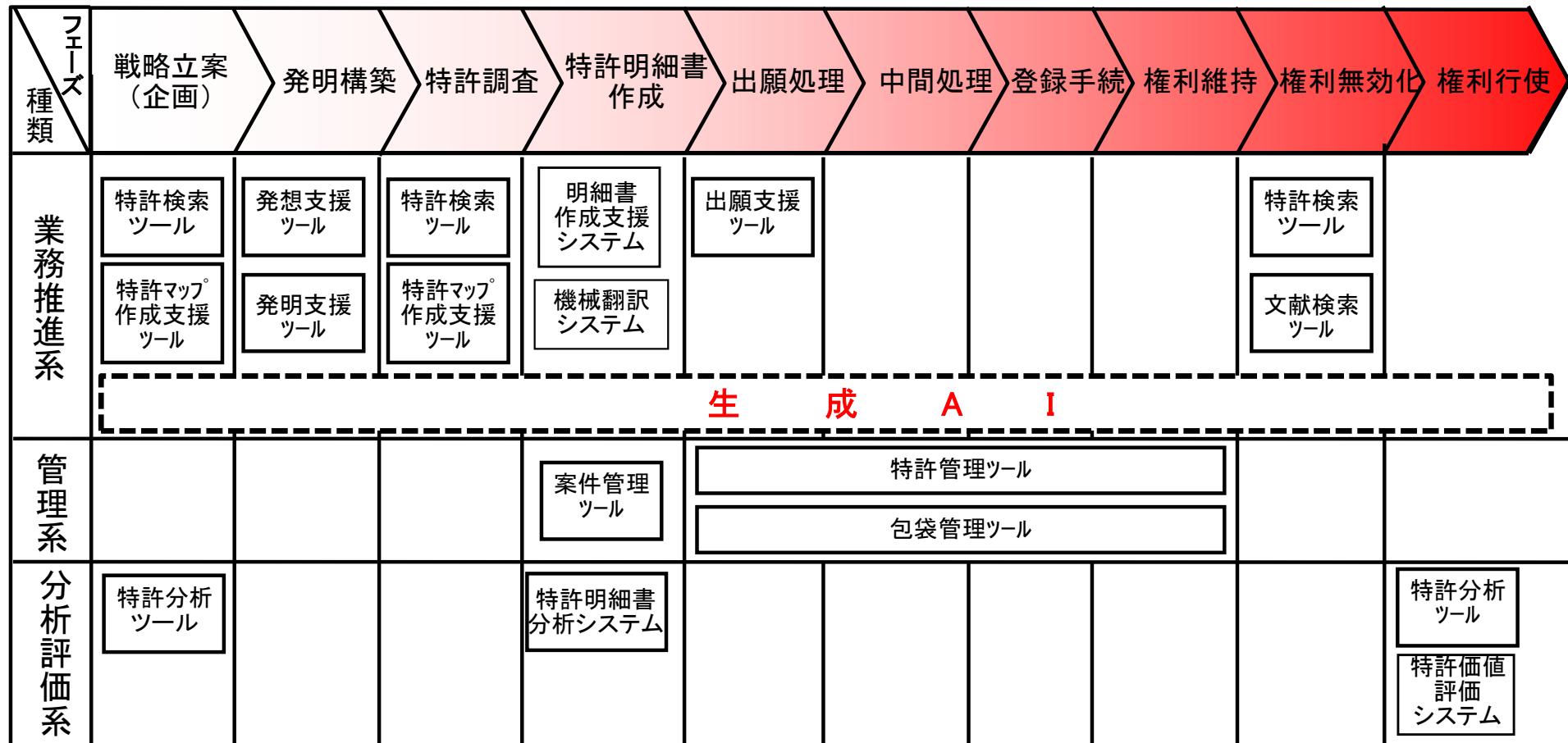
高品質な特許文書とは

## 特許文書品質特性モデル



# 1. 背景と活動概要(2)

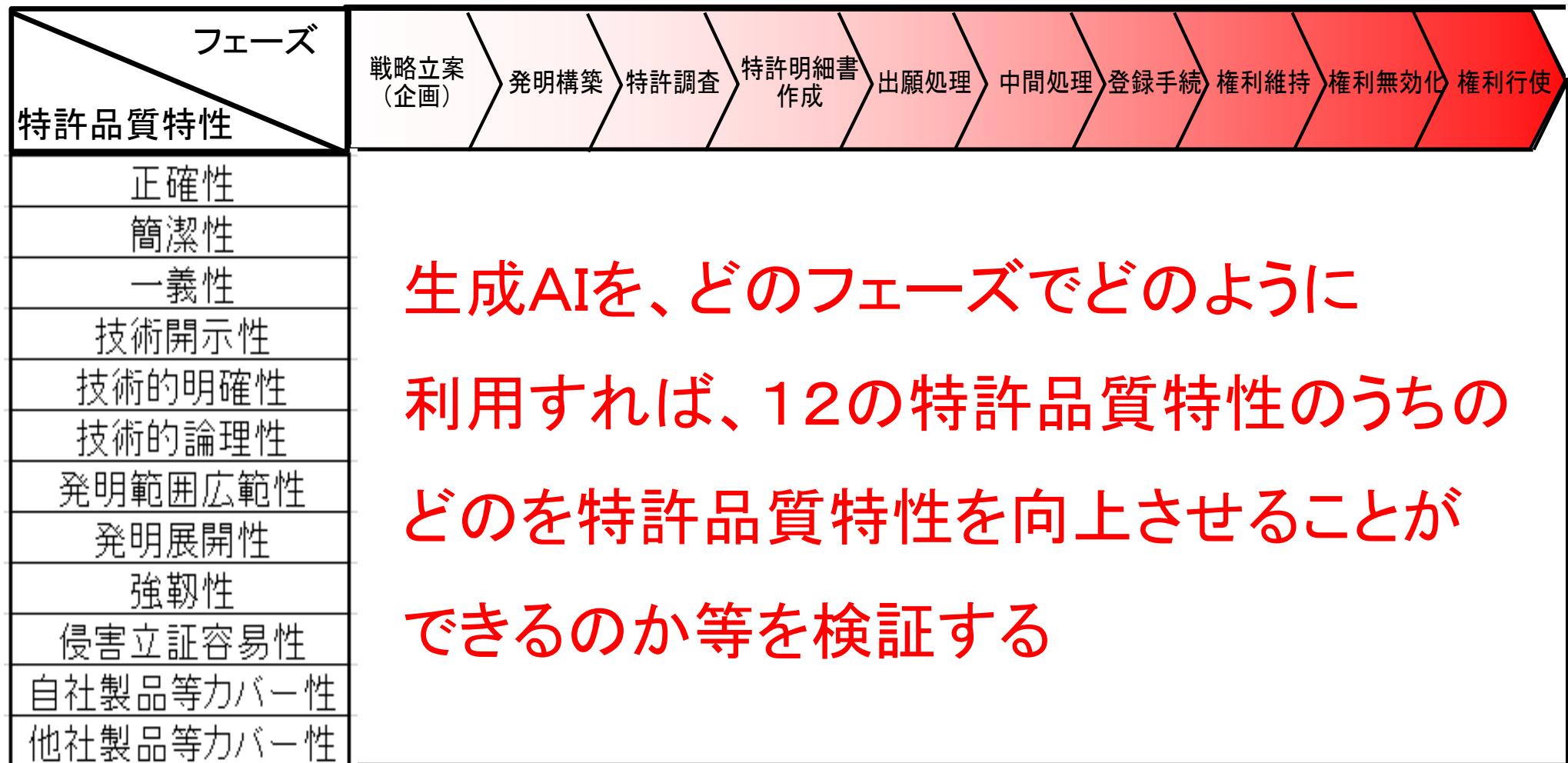
## 生成AIがサポートできるフェーズの検証



## 2. 今年度の取り組み

生成AI(ChatGPT, Gemini)」を特許業務の品質向上を図るためのツールとして評価

1. 拒絶理由通知に対する対応
2. 特許権侵害事例を用いた請求項の提案



## 2. 1(1) 拒絶理由通知に対する対応 (進歩性なし、の場合)

1. 拒絶理由通知の妥当性の判断
  - (1) 対象クレームの理解
  - (2) 拒絶理由通知の理解
    - (a) 引用文献（主に、該当箇所）の理解
    - (b) クレームと引用文献との対比
  - (3) 妥当性の判断（反論可能であるか否かの判断）
    - (a) すべての発明特定事項が存在するか？（論理付け）
    - (b) 阻害要因、後付け等と言えるか？
2. 補正書案の検討（必要な場合）
3. 意見書案の検討

## 2. 1(2)プロンプト

### 1. 拒絶理由通知の妥当性の判断（進歩性なし、の場合）

- (1) 対象クレームの理解
- (2) 拒絶理由通知の理解
  - (a) 引用文献（主に、該当箇所）の理解
  - (b) クレームと引用文献との対比
- (3) 妥当性の判断（反論可能であるか否かの判断）
  - (a) すべての発明特定事項が存在するか？（論理付け）
  - (b) 阻害要因、後付け等と言えるか？

**(分析プロンプト1)**

以下の特許請求の範囲（手続補正書）に対して、以下の2つの引用文献に基づいて、以下の拒絶理由通知書が出されました。

拒絶理由通知は妥当でしょうか？

**(分析プロンプト2)**

2つの引用文献の組み合わせについての阻害要因、後付け等の観点から、拒絶理由通知に対して反論できませんか？

### 2. 補正書案の検討（必要な場合）

**(補正書プロンプト)**

登録確率があがるための補正書案を提案してください。

### 3. 意見書案の検討

**(意見書プロンプト1)**

意見書用の反論文章を具体的に起案してください。

**(意見書プロンプト2)**

以下の意見書のスタイルで記載してください。

## (参考)

【書類名】特許請求の範囲

【請求項 1】

特許文書を識別する文書識別子に対応する 2 以上の各文書情報を解析し、技術マップを構成する 1 以上の軸の項目となり得る用語である項目用語を、軸ごとに取得する項目取得部と、前記 2 以上の各文書情報に対して、軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部と、  
**1 以上の軸について、項目数に関する予め決められた条件を満たす 2 以上の項目用語であり、前記項目取得部が取得した 2 以上の項目用語を一つの変更後項目用語に変更する項目集約部と**を具備し、  
前記分類部は、  
前記項目集約部が取得した変更後項目用語の元の 2 以上の項目用語のいずれかに対応する文書情報を前記変更後項目用語に対応付け、  
前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された 2 以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を軸とする技術マップであり、前記 2 以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップを構成する技術マップ構成部と、  
前記技術マップを出力する技術マップ出力部とをさらに具備し、  
前記 1 以上の軸のうちの少なくとも一の軸の項目用語は、「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語である、技術マップ生成装置。

【請求項 2】

特許文書を識別する文書識別子に対応する 2 以上の各文書情報を解析し、各文書情報から、予め決められた条件を満たす重要用語を軸ごとに取得する重要用語取得手段と、  
軸ごとに、前記重要用語取得手段が取得した 2 以上の重要用語を、2 以上の各グループの用語群が格納される用語辞書を参照し、グループを代表する用語に集約し、項目用語を取得する用語集約手段と、  
前記 2 以上の各文書情報に対して、軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部と、  
**1 以上の軸について、前記分類部における結果を用いて、項目数に関する予め決められた条件を満たす 2 以上の項目用語であり、前記用語集約手段が取得した項目用語を含む 2 以上の項目用語を一つの変更後項目用語に変更する項目集約部と**を具備し、  
前記分類部は、  
前記項目集約部が取得した変更後項目用語の元の 2 以上の項目用語のいずれかに対応する文書情報を前記変更後項目用語に対応付け、  
前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された 2 以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を軸とする技術マップであり、前記 2 以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップを構成する技術マップ構成部と、  
前記技術マップを出力する技術マップ出力部とをさらに具備し、  
前記 1 以上の軸のうちの少なくとも一の軸の項目用語は、「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語である、技術マップ生成装置。

【請求項 3】

前記項目取得部は、  
前記 2 以上の各文書情報を解析し、技術マップを構成する 2 つの軸のうちの各軸の項目となり得る用語である項目用語を、軸ごとに取得し、  
前記分類部は、  
前記 2 以上の各文書情報に対して、軸ごとに、属する項目用語を決定し、  
前記技術マップ構成部は、  
2 次元の技術マップを構成する請求項 1 または請求項 2 記載の技術マップ生成装置。  
::

## (参考)

### (分析プロンプト1)

以下の特許請求の範囲（手続補正書）に対して、以下の2つの引用文献に基づいて、以下の拒絶理由通知書が出されました。

拒絶理由通知は妥当でしょうか？

今回の拒絶理由通知は、引用文献1(特開2004-220456)と引用文献2(特開平10-226468)を組み合わせて進歩性欠如(特許法29条2項)を指摘するものです。

整理すると：

- 引用文献1は、本願発明の技術マップ作成機能(課題軸・解決手段軸の抽出、同義語統合など)とほぼ同様の構成を有しています。
- 引用文献2は、エレベータ運行状態表示装置において、表示できる項目数が所定数を超える場合に「その他」としてまとめて表示する技術を開示しています。
- 審査官は、本願の「項目数に関する予め決められた条件を満たす2以上の項目用語を一つの変更後項目用語に変更」という構成が、引用文献2の「最大表示数を超えた項目をまとめて表示」という思想と同等であり、引用文献1に適用することは当業者が容易に想到できるとしています。

この論理は、いわゆる「機能的類似性による組み合わせ」型の進歩性否定です。

ただし、両引用発明の分野・課題・データ構造や処理対象の性質に相違がある場合(例：引用文献2はリアルタイム運行データ、表示制約が主課題／本願は情報検索・分類処理が主課題)、または「所定条件に基づく集約」が本願独自の技術的効果をもたらす場合(傾向分析の精度向上など)、これらの差異を理由に容易想到性を否定できる余地があります。結論として、この拒絶理由は一応29条2項の典型的な適用パターンに沿った妥当な論理構成ですが、本願の「所定条件」の意味や技術的効果を具体的に主張すれば、非容易想到性を反論できる可能性があります。

特に、引用文献2の技術は表示部の制約回避目的であり、本願の情報集約の目的・効果(例えばマップ解析の精度向上や情報の意味的統合)とは本質的に異なる、といった切り口が有効になります。

## (参考)

### (分析プロンプト2)

#### 2つの引用文献の組み合わせについての阻害要因、後付け等の観点から、拒絶理由通知に対して反論できませんか？

はい、引用文献1(技術マップ作成)と引用文献2(エレベータ運行状態表示)の組み合わせについては、阻害要因や後付け(hindsight)の観点から反論の余地があります。以下のように整理できます。

##### 1. 技術分野・目的の相違による阻害要因

引用文献1は、特許文献を解析して「課題」や「解決手段」を軸にした技術マップを作成し、技術動向やテーマ探索を行う情報解析分野の技術です。

引用文献2は、エレベータの運行状態データ(リアルタイム計測値)を表示する装置において、表示領域の制約を回避するために「その他」項目をまとめて表示するUI改善技術です。

両者は

取り扱うデータの性質(テキスト情報 vs 制御信号時系列データ)

解決しようとする課題(情報解析精度向上 vs 表示装置の可読性向上)

が本質的に異なります。

引用文献2の「表示制約回避」の思想は、引用文献1の「項目集約による情報整理」には必ずしも適合せず、適用すれば情報解析の精度低下を招く可能性があり、むしろ阻害要因となります。

##### 2. 技術思想の適用動機の欠如

審査官は「傾向把握を容易にするために、項目数をまとめる」という共通点を理由に組み合わせていますが、引用文献1の本来の目的は課題と解決手段の正確な対応関係を可視化することであり、項目を減らすことは目的に反する可能性があります。

引用文献2のように「その他」として一括化する行為は、詳細な分析や比較を困難にするため、引用文献1の目的(精度重視のマッピング)に対して阻害要因となります。

##### 3. 後付け(Hindsight)の可能性

引用文献1単独では「項目数制限条件による自動集約」は開示されていません。

引用文献2はエレベータ分野であり、当業者が引用文献1に適用しようとする合理的動機は文献上見当たりません。

審査官の論理は、本願発明の構成をあらかじめ知った上で、引用文献2の「その他表示」を後から当てはめたように見えます。このような組み合わせは、米国KSR基準や日本の進歩性判断基準でも「単なる後知恵的組合せ」として進歩性を否定する材料になります。

##### 4. 反論方針の例

阻害要因の強調

引用文献2の手法を引用文献1に適用すると、技術マップの正確性・分析能力が低下し、引用文献1の課題解決手段を阻害する。

適用動機の欠如

両文献の技術分野・課題が大きく異なり、当業者が組み合わせる合理的理由がない。

効果の相違

本願発明の「所定条件による集約」は、傾向把握や情報の意味的整理という解析目的に基づく。引用文献2は単なる表示領域の制約回避であり、効果の質が異なる。

後付けの指摘

引用文献2の適用は、本願発明を知った後でなければ容易には想起できない構成である。

もし希望があれば、この方針をもとに意見書用の反論文章を具体的に起案できます。そうすれば、審査官が指摘する「容易想到性」の論理に正面から反論できる形になります。

# (参考)

## (意見書プロンプト1) 意見書用の反論文章を具体的に起案してください。

わかりました。

今回の拒絶理由通知に対する意見書案を、引用文献1(特開2004-220456)と引用文献2(特開平10-226468)の組み合わせに関する阻害要因・後付けの観点から起案します。

意見書(案)

特許庁長官 殿

出願番号:特願2017-089344

提出日:令和〇年〇月〇日

提出者:株式会社アイ・アール・ディー

**意見の要旨**

本願発明は、引用文献1及び引用文献2に基づいても、当業者が容易に想到し得るものではありません。その理由は、

- (1) 引用文献1と引用文献2は技術分野・解決課題が本質的に異なり、引用文献2の技術思想を引用文献1に適用すると引用文献1の作用効果を阻害する(阻害要因)、
- (2) 両文献間には適用動機がなく、引用文献2を引用文献1に組み合わせることは後知恵的発想に基づくものである(後付け)

ためです。

**意見の理由**

**1. 技術分野及び課題の相違**

引用文献1は、特許文献を解析し、「課題」や「解決手段」等の項目を抽出して技術マップを生成することにより、技術動向把握や研究開発テーマ探索に資する情報解析技術です(段落[0001]等)。

引用文献2は、エレベータの運行状態をリアルタイムに表示する際に、表示領域の制約を回避するため、表示可能数を超えたデータ項目を「その他」としてまとめる表示装置のUI改善技術です(段落[0004]～[0006]等)。

両者は、

取り扱うデータの性質(テキストによる技術情報 vs 制御信号の時系列データ)

解決すべき課題(情報解析の正確性・網羅性向上 vs 表示領域の制約回避)

が根本的に異なります。

**2. 引用文献2の適用は引用文献1の作用効果を阻害**

引用文献1は、抽出した項目の正確な対応関係を保持してマッピングすることが重要であり、項目数が多いこと自体が問題ではありません。

これに対し、引用文献2の「その他」一括表示は、詳細な個別項目情報を消去するため、引用文献1における分析精度や項目間の正確な対応付けを阻害します。

すなわち、引用文献2の手法は引用文献1の目的に反し、適用すれば引用文献1の本質的な効果(技術課題と解決手段の関係性把握)を損なうため、当業者は容易に組み合わせようとはしません。これは阻害要因に該当します。

**3. 適用動機の欠如**

引用文献2の技術思想は、表示領域が限られる物理的な装置(エレベータ運行表示)に特有のものであり、情報解析システムである引用文献1に適用すべき動機は文献中に一切示されていません。

両文献は課題解決手段に関連性がなく、当業者が自然に組み合わせる必然性はありません。

**4. 後知恵的組み合わせ**

審査官の指摘は、本願発明の「項目数に関する所定条件を満たす場合に集約する」という構成を先に認識した上で、引用文献2の「その他表示」技術を形式的に当てはめたに過ぎません。

これは、進歩性判断において禁止される\*\*後付け(hindsight)\*\*の典型例であり、特許法29条2項の適用としては妥当ではありません。

**5. 効果の相違**

本願発明の集約は、単なる表示制約回避ではなく、情報解析における傾向把握や意味的整理の精度を高める効果を有します。引用文献2は、情報解析精度向上とは無関係であり、効果の質が異なります。

**結論**

以上より、引用文献1と引用文献2を組み合わせて本願発明を想到することは、当業者にとって容易ではなく、阻害要因の存在及び後付け的組合せの疑いから、進歩性欠如の拒絶理由は妥当ではありません。

従って、本願は特許法第29条第2項の要件を満たすものであり、拒絶理由は解消されるべきです。

この文章を基にすれば、審査官が主張する「容易想到性」のロジックに対し、阻害要因・動機欠如・後付けの3本柱で反論できます。

もしよければ、この反論に加えて本願発明の効果実証や比較データを併せて提出すると、説得力がさらに高まります。

## (参考)

### (意見書プロンプト2) 以下の意見書のスタイルで記載してください。

承知しました。  
それでは、先ほど整理した阻害要因・後付けの観点を、既存の意見書のスタイルに合わせて追記・構成した案を示します。

#### 【意見の内容】

##### C. 理由1(進歩性)について

###### 1. 阻害要因について

引用文献1は、特許文献の解析によって課題や解決手段を抽出し、正確な対応関係を可視化する技術マップ作成技術であり、その目的は分析精度・網羅性の向上にあります。これに対して、引用文献2は、エレベータ運行状態表示における表示領域制約の回避を目的としており、詳細な情報を「その他」として一括表示するUI上の工夫です。

引用文献2の手法を引用文献1に適用すれば、項目の詳細情報が消失し、課題と解決手段の正確な対応付けが困難になるため、引用文献1の目的を阻害します。当業者であれば、このような情報欠落を招く構成は採用しないと考えられます。

###### 2. 適用動機の欠如

引用文献2の「その他」表示は、エレベータという限定的な表示装置分野に固有の課題に対処するものであり、情報解析システムである引用文献1とは解決すべき課題が異なります。両文献の間に技術的関連性がなく、引用文献1に引用文献2を組み合わせる動機付けは存在しません。

###### 3. 後付けの指摘

審査官の論理は、本願発明の「所定条件を満たす場合の項目集約」という構成を先に認識したうえで、引用文献2の「その他表示」を形式的に当てはめています。これは、進歩性判断において禁止される後知恵的な発想であり、引用文献1・2の記載から自然に導かれる構成ではありません。

###### 4. 効果の質的相違

本願発明は、所定条件による項目集約により、傾向把握や意味的整理の精度を向上させる効果を奏します。一方、引用文献2は単なる表示制約回避であり、情報解析の精度向上とは無関係であり、得られる効果の質が根本的に異なります。

#### (結論)

以上のとおり、引用文献1と引用文献2の組み合わせには阻害要因が存在し、また適用動機もなく、審査官の指摘は後付けによるものであるため、当業者が容易に想到し得るものではありません。従って、本願請求項に係る発明は、引用文献1及び引用文献2に対して進歩性を有します。

この形で、既存の意見書構成に統合できますので、との補正説明や請求項ごとの検討に統合して挿入すれば、審査官に対する説得力を高められます。

# (参考)

## (参考) 与えた意見書例

【書類名】 意見書  
【提出日】 令和4年4月26日  
【あて先】 特許庁審査官 ○○ ○○ 殿  
【事件の表示】  
　　【出願番号】 特願2017-089344  
【特許出願人】  
　　【識別番号】 502384842  
　　【氏名又は名称】 株式会社アイ・アール・ディー  
【代理人】  
　　【識別番号】 100115749  
　　【弁理士】  
　　【氏名又は名称】 谷川 英和  
【発送番号】 887432  
【意見の内容】

A. 拒絶理由の概要  
審査官殿は、令和4年1月4日(発送日)付け拒絶理由通知書において、本願の請求項1-8に係る発明は、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない(理由1)、とご認定されました。

B. 補正について

1. 補正前の請求項(旧請求項)と補正後の請求項(新請求項)との対応関係

まず、旧請求項と新請求項との対応関係等を記載いたします。

新請求項	旧請求項
請求項1	旧請求項1+予め決められた条件の限定
請求項2	旧請求項2+予め決められた条件の限定
請求項3	新請求項1等+旧請求項4
請求項4	新請求項1の方法クレーム
請求項5	新請求項2の方法クレーム
請求項6	新請求項1のプログラムクレーム
請求項7	新請求項2のプログラムクレーム

2. 補正要件

(1) すべての新請求項のすべての発明特定事項は、いずれかの旧請求項のいずれかの発明特定事項であります。  
(2) 以上より、本補正是何れも新たな技術的事項を導入するものでなく、新規事項の追加に該当するものではありません。

C. 理由1(進歩性)について

1. 本意見書と同日付手続補正書で補正した請求項1(以下、「請求項1」という)について

:  
:

# (参考)

## C. 理由 1（進歩性）について

### 1. 本意見書と同日付手続補正書で補正した請求項 1（以下、「請求項 1」という）について

#### （1）請求項 1のポイント

本願の請求項 1の特徴的な発明特定事項は、「特許文書を識別する文書識別子に対応する 2 以上の各文書情報を解析し、技術マップを構成する 1 以上の軸の項目となり得る用語である項目用語を、軸ごとに取得する項目取得部」、「前記 2 以上の各文書情報に対して、軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部」、「1 以上の軸について、項目数に関する予め決められた条件を満たす 2 以上の項目用語を一つの変更後項目用語に変更する項目集約部」、「前記分類部は、前記項目集約部が取得した変更後項目用語の元の 2 以上の項目用語のいずれかに対応する文書情報を前記変更後項目用語に対応付け」る点、「前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された 2 以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を軸とする技術マップであり、前記 2 以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップ構成部」、および「前記 1 以上の軸のうちの少なくとも一の軸の項目用語は、「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語である」点であります。

つまり、請求項 1 のポイントは、2 以上の各特許文書から「課題」または「目的」または「解決手段」の用語である項目用語を自動抽出した後に、項目数に関する条件に基づいて、項目用語を集約する点であります。

かかる特徴的な発明特定事項により、本願の請求項 1 の発明は、2 以上の各特許文書から自動抽出した項目数が多い場合でも、適切な数の項目数の特許マップとすることにより、2 以上の各特許文書全体の傾向を把握できやすくなり、かつ特許マップの視認性を向上することができる、という格別な効果を奏します。

さらに詳細には、本願の請求項 1 の発明は、発明の「課題」または「目的」または「解決手段」の用語である項目用語を、2 以上の各特許文書から自動抽出することを前提としています。そして、ほとんどの特許文書に「課題」「目的」「解決手段」が記載されており、かつ、同様の技術が開示された特許文書でも、異なる用語の「課題」「目的」「解決手段」が記載されていることが多く、1 000 や 1 000 0 といった多数の特許文書を解析対象とする場合、軸の中の項目数が膨大な数になることが多い、利用できない特許マップになることが多いのです。特に、情報分野等の造語が多い技術分野では、上記の課題が顕著であります。

請求項 1 に係る発明は、「課題」または「目的」または「解決手段」を自動抽出することにより発生する課題を解決するための技術であり、項目用語を自動抽出した場合に、「項目数に関する条件を用いて、2 以上の項目用語を一つの変更後項目用語を有する項目集約部」がポイントになる発明であります。

#### （2）請求項 1と引用文献との対比

##### （2-1）審査結果について

令和 3 年 3 月 23 日付の拒絶理由通知書の備考において、『・・・（相違点 1） 本願の請求項 1 に係る発明では、「項目数に関する予め決められた条件または項目用語に対応付いている文書情報の数に関する予め決められた条件を満たす 2 以上の項目用語」を一つの変更後項目用語に変更しているのに対して、引用文献 1 に記載された発明では、そうでない点。

上記相違点 1 について検討する。

デーティ分析において、分析結果の傾向を把握しやすくするために、分類項目が多い場合に、注目対象以外の項目や、数や割合の小さい項目については、データをひとまとめにして表示することは普通に行われている周知技術であり、例えば、引用文献 2（特に、段落 [0056] 及び図 1 を参照。）には、規模値の小さいカテゴリについては、表示上「その他」としてまとめ、「その他」の領域が選択されるとその詳細を表示することが記載されている。

したがって、引用文献 1 に記載された発明において、技術マップのそれぞれの軸に対する項目数が多い場合に（本願の請求項 1 に係る発明の「項目数に関する予め決められた条件」に相当。）、技術マップにおける傾向を把握しやすくするために、対応する文献数や文献の割合が小さな項目について（本願の請求項 1 に係る発明の「項目用語に対応付いている文書情報の数に関する予め決められた条件」に相当。）、引用文献 2 に記載の周知技術を適用し、ひとまとめにして表示する構成とすることで、上記相違点 1 に係る構成を有するようにすることは、当業者が容易に想到し得ることである。・・・』とされました。

しかし、引用文献 2 には、『・・・相対話題規模値が小さいカテゴリは、表示上は「その他」としてまとめられている。・・・（段落 [0056]）』といったことが記載されているに過ぎません。つまり、引用文献 2 では、項目を自動取得していませんので、自動取得した項目の数が多いからといって、項目数を削減する項目集約部に至らうはずもありません。よって、引用文献 2 には、請求項 1 の特徴的な発明特定事項について、記載も示唆もされていない、と言えます。

また、引用文献 1 では、『・・・複数の技術文献から項目を抽出してその項目を有する文献数をマップ化する技術マップ作成方法・・・（段落 [0001]）』といったことが記載されていますが、自動取得した項目の数が多いからといって、項目数を削減する項目集約部について、記載も示唆もされていません。つまり、引用文献 1 には、請求項 1 の特徴的な発明特定事項について、記載も示唆もされていません。

また、仮に、引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせても、「マップを構成する項目を自動取得し、相対話題規模値が小さい項目は「その他」としてまとめる」ということにはなり得るかもしれません、自動取得した項目の数が多いからといって、項目数を削減する項目集約部にはなりません。

つまり、仮に、引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせても、請求項 1 の構成に至らず、請求項 1 の格別な効果を奏しません。

#### （3）請求項 1の結論

以上より、本願の請求項 1 は、引用文献 1 および引用文献 2 に対して進歩性を有します。

### 2. 本意見書と同日付手続補正書で補正した請求項 2（以下、「請求項 2」という）について

#### （1）請求項 2のポイント

本願の請求項 2 の特徴的な発明特定事項は、「1 以上の軸について、前記分類部における結果を用いて、項目数に関する予め決められた条件を満たす 2 以上の項目用語であり、前記用語集約手段が取得した項目用語を含む 2 以上の項目用語を一つの変更後項目用語に変更する項目集約部」、および「前記 1 以上の軸のうちの少なくとも一の軸の項目用語は、「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語である」点であります。

つまり、請求項 2 のポイントは、請求項 1 と同様、2 以上の各特許文書から「課題」または「目的」または「解決手段」の用語である項目用語を自動抽出した後に、項目数に関する条件に基づいて、項目用語を集約する点であります。

かかる特徴的な発明特定事項により、本願の請求項 2 の発明は、2 以上の各特許文書から自動抽出した項目数が多い場合でも、適切な数の項目数の特許マップとすることにより、2 以上の各特許文書全体の傾向を把握できやすくなり、かつ特許マップの視認性を向上することができる、という格別な効果を奏します。

#### （2）請求項 2と引用文献との対比

上記で説明したことと同様（請求項 1 と同様）、引用文献 1 および引用文献 2 には、請求項 2 の特徴的な発明特定事項について、記載も示唆もされておらず、仮に、引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせても、請求項 2 の構成に至らず、請求項 2 の格別な効果を奏しません。

#### （3）請求項 2の結論

以上より、本願の請求項 2 は、引用文献 1 および引用文献 2 に対して進歩性を有します。

### 3. 本願の補正後の他の請求項について

他の請求項は、本願の請求項 1 等の発明特定事項を全て含んだ請求項 1 等の従属項、または本願の請求項 1 等とカテゴリーが単に相違するに過ぎない請求項であります。

以上より、他の請求項に係る発明は、本願の請求項 1 等に係る発明が引用文献 1、2 に対して進歩性を有しますと、本願の請求項 1 等に係る発明と同様、引用文献 1、2 に対して進歩性を有します。よって、拒絶理由通知書の理由 1 は、解消されました。

## D. 結論

以上に述べましたように、本日付けで提出しました手続補正書による補正によって、本願発明について、拒絶理由は全て解消されました。

従いまして、この手続補正書をご採用のうえ、今一度のご審査を賜り、特許査定を下されることを希求いたします。

## (参考)

### (補正書プロンプト1) 登録確率があがるための補正書案を提案してください。

承知しました。

今回の拒絶理由は、引用文献1+引用文献2の組み合わせで「項目数に関する所定条件による集約」が容易想到と判断されたことが主因でしたので、補正案としては以下の方針で請求項を強化するのが登録可能性を高める鍵になります。

#### 補正の基本方針

引用文献2との明確な差別化

引用文献2は表示領域の制約回避が目的なので、本願では「情報解析精度の向上」や「傾向把握の精緻化」といった解析的な目的を明示する。

単なる表示のための集約ではなく、「自動抽出した項目の意味的類似性・相関関係に基づく集約」であることをクレームに追加。

引用文献1との差別化

引用文献1はSVO抽出や課題・解決手段のマッピングは行うが、項目数条件による自動的な集約や、集約後のマップを解析のために出力する構成は記載されていない。

「項目用語の意味解析」や「集約後も各項目用語に対応付けられた文書情報を保持・表示する機能」などを追加。

阻害要因を反映した限定

集約は「所定条件に基づく」だけでなく、「条件を満たす項目同士の意味的関連性が所定の閾値以上の場合に限る」など、引用文献2の単純な件数閾値処理と異なる条件を明記。

#### 補正書案(例)

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

#### 【請求項1】(補正案)

特許文書を識別する文書識別子に対応する2以上の各文書情報を解析し、

技術マップを構成する1以上の軸の項目となり得る用語であって、

「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語を、

文書中から意味解析により自動抽出する項目取得部と、

前記2以上の各文書情報に対して、軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部と、

1以上の軸について、項目数に関する予め決められた条件を満たす2以上の項目用語であって、

かつ意味的関連性が所定の閾値以上である項目用語を、

一つの変更後項目用語に変更し、当該変更後項目用語に元の全ての項目用語に対応する文書情報を保持したまま対応付ける項目集約部と、

前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された2以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を軸とする技術マップであり、

前記2以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップを構成する技術マップ構成部と、

前記技術マップを出力する技術マップ出力部とを備える、技術マップ生成装置。

#### この補正によって:

引用文献2の「件数超過による単純な集約」とは異なり、意味的関連性や文書情報の保持を条件に追加することで容易想到性を回避できます。

引用文献1にはない「意味解析による集約条件」や「集約後も元情報保持」という新しい特徴を明示します。

もしご希望であれば、この補正案をもとに意見書とのセットで作成し、阻害要因・後付けの主張と併せて提出できるように整えます。

## (参考)

### (補正書プロンプト2) 以下の明細書に記載された内容を考慮して、補正書案を提案してください。

明細書(特願2017-089344)の内容を踏まえ、引用文献2との差異を強調し、進歩性を補強するための補正書案を以下のように提案します。  
明細書の記載に沿って、「意味的関連性」「集約後の元情報保持」「技術マップにおける解析目的」を明確化しました。

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【請求項1】(補正版)

特許文献を識別する文書識別子に対応する2以上の各文書情報を解析し、

前記各文書情報から、技術マップを構成する1以上の軸の項目となり得る用語であって、少なくとも「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語を、意味解析により自動抽出する項目取得部と、

前記2以上の各文書情報に対して、前記各軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部と、

前記各軸について、項目数が予め定められた条件を満たす2以上の項目用語であって、さらに当該項目用語同士の意味的関連性が所定の閾値以上である場合に限り、当該項目用語を一つの変更後項目用語に集約し、当該変更後項目用語に元の全ての項目用語に対応する文書情報を保持したまま対応付ける項目集約部と、

前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された2以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を各軸として構成し、前記2以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップを生成する技術マップ構成部と、

前記技術マップを出力する技術マップ出力部と、を備える技術マップ生成装置。

この補正により：

引用文献2の単なる「件数超過によるその他表示」との差別化(意味的関連性・元情報保持)を明確化。

引用文献1にない「条件付き意味的集約」「保持情報を用いた解析マップ生成」を特定化。

明細書に記載された「意味解析」「文書情報保持」「傾向把握のための構造化」の要旨を反映。

この補正を行えば、意見書での「阻害要因・後付け」主張とも整合し、登録可能性を高められます。

## (参考)

(プロンプト) この補正案をもとに意見書とのセットで作成すると言って頂いたので、この補正案をもとに意見書とのセットで作成してください。

了解しました。

それでは、先ほどの補正案をベースに、意見書と補正書のセットを以下のように作成します。

### 補正書

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【請求項1】(補正後)

特許文献を識別する文書識別子に対応する2以上の各文書情報を解析し、

前記各文書情報から、技術マップを構成する1以上の軸の項目となり得る用語であって、少なくとも「課題」の軸に対する項目用語、または「目的」の軸に対する項目用語、または「解決手段」の軸に対する項目用語を、意味解析により自動抽出する項目取得部と、

前記2以上の各文書情報に対して、前記各軸ごとに、対応する項目用語を決定する分類部と、

前記各軸について、項目数が予め定められた条件を満たす2以上の項目用語であって、さらに当該項目用語同士の意味的関連性が所定の閾値以上である場合に限り、当該項目用語を一つの変更後項目用語に集約し、当該変更後項目用語に元の全ての項目用語に対応する文書情報を保持したまま対応付ける項目集約部と、

前記項目取得部が取得した軸ごとの項目用語から、集約された2以上の項目用語を除いた項目用語と、前記変更後項目用語とを有する項目用語集合を各軸として構成し、前記2以上の各文書情報の各項目用語への対応を明示する技術マップを生成する技術マップ構成部と、

前記技術マップを出力する技術マップ出力部と、を備える技術マップ生成装置。

### 意見書

あて先:特許庁長官 殿

出願番号:特願2017-089344

発明の名称: [発明の名称を記載]

提出日: 令和〇年〇月〇日

出願人: [出願人名]

### 【意見の要旨】

拒絶理由通知においては、本願発明は引用文献1および引用文献2を組み合わせることにより当業者が容易に想到し得るとされています。

しかしながら、補正後の請求項1に係る発明は、引用文献1にも引用文献2にも記載されていない特徴を有し、両者を単純に組み合わせても当業者が容易に想到できないものです。

### 【意見の理由】

#### 引用文献2との相違点

引用文献2は、表示領域制約による項目数超過時の集約を目的としていますが、本願発明は「情報解析精度の向上」「傾向把握の精緻化」という解析目的を有します。

本願では、単なる件数条件ではなく、「意味的関連性が所定閾値以上」の場合に限り集約し、さらに集約後も元の項目用語に対応する文書情報を保持します。

この構成により、表示目的の集約とは異なり、情報損失を防ぎつつ解析の精度を高めることができます。

#### 引用文献1との相違点

引用文献1は、課題・解決手段の抽出やマッピングは開示していますが、項目数条件と意味的関連性の複合条件による自動集約は開示していません。

また、集約後の項目に元情報を保持して解析マップを生成する構成も開示されていません。

#### 容易想到性を阻害する要因

意味的関連性という定量的な条件を加えた上での集約は、引用文献2の単純な閾値処理からは設計思想が異なります。

引用文献1と引用文献2を組み合わせる動機はなく、仮に組み合わせても、本願発明のような意味解析・元情報保持を伴う構成には至りません。

### 【結論】

以上の理由から、補正後の請求項1に係る発明は、引用文献1および引用文献2から当業者が容易に想到し得るものではなく、進歩性を有します。したがって、本願発明は特許されるべきものです。

この形式であれば、補正書と意見書を同時に提出でき、拒絶理由の「容易想到」判断を正面から崩すことが可能です。

このままWord形式に整えて提出用ファイルに変換することも可能です。

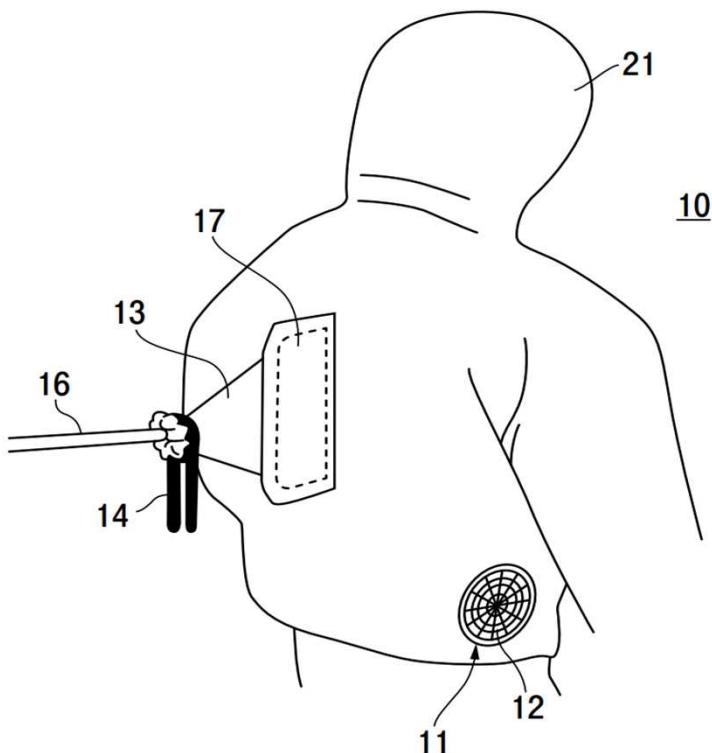
## 2. 1(3) 拒絶理由通知に対する対応についての結論

1. 拒絶理由通知の分析について、非常に有用である。  
ただし、間違いもある、との元、参考にすべき。
2. 意見書案、補正書案も、かなり参考になる。  
ただし、間違いもある、との元、参考にすべき。
3. こちらが提示した形式まで似させた意見書案は提示できなかった。
4. 利用できる文字列を、多数、出力してくれるので、  
文字の入力の手間が大幅に減ると考えられる。
5. 生成AIは、強靭性、発明範囲広範性等に貢献できる。

## 2. 2(1) 特許権の侵害に関する対応

### 弁理士付記試験の問題より

【図1】



#### 【請求項1】

空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、  
前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、

前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設け、

前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、  
前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉することを特徴とするハーネス型安全帯の着用可能な空調服。

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 10      | ハーネス型安全帯の着用可能な空調服 |
| 11      | 開口部               |
| 12      | ファン               |
| 13      | 取出し筒              |
| 14      | 口紐                |
| 15      | 環状袋               |
| 16      | 命綱                |
| 17      | 収納片               |
| 18a～18c | 面ファスナー            |
| 19a～19c | 面ファスナー            |
| 20      | 面ファスナー            |
| 21      | フード               |

## 2. 2(2) 特許権の侵害とならない請求項等の考案

### プロンプト1：

以下の「請求項1」に記載された空調服には、特許権が付与されています。その請求項1の特徴部分を真似しつつ、特許権侵害とはならない「空調服」の構成を考えて下さい。

構成を考えるに際して、特許権侵害をしていないことが明らかな例1と、特許権侵害をしていると特許権者からは反論されそうな例2と、を別々に示して下さい。

例1については、特許権侵害をしていない理由、

例2については、特許権侵害をしていると反論されそうな理由、をそれぞれ説明して下さい。

### 【請求項1】

(前頁の通り)…図面はプロンプトに含めなかった

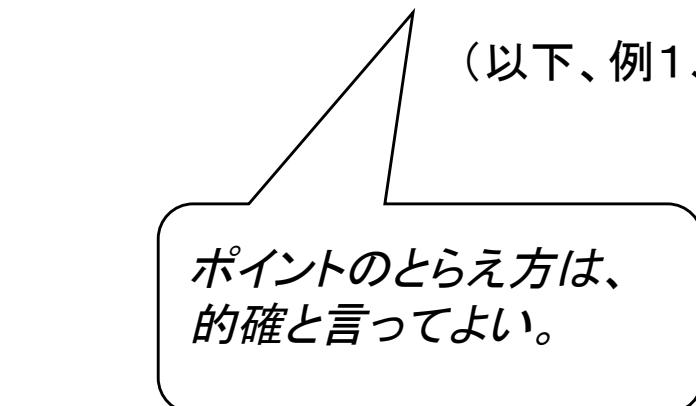
### 【前提: 請求項1の特徴点】

- ・空調服にファン、モータ、携帯電源があり、外気を取り込んで袖口や首から排気。
- ・背中部分に命綱取出し用の筒(先端が開口)を設ける。
- ・筒先端近傍に口紐を設け、命綱を緊縛して筒開口部を密閉できる。

→つまり、背中に「命綱を通す取出し筒+口紐での開口密閉」がポイント。

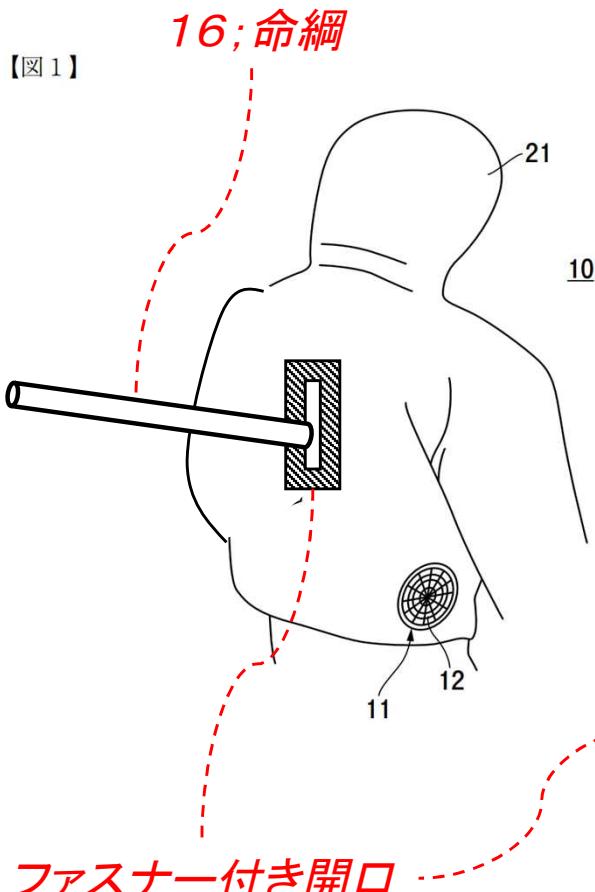
(以下、例1、例2 は、次頁)

ポイントのとらえ方は、  
的確と言ってよい。



## 2. 2(3) 特許権の侵害とならない請求項の考案

### 例1：特許権侵害をしていないと考えられる空調服



#### 構成例

空調服にファン・モータ・電源を備える点は同じ。

ただし、背中部分には 取出し筒を設けず、代わりに 背中布地に**ファスナー付き開口部**を設ける。

命綱を使用する場合は、その**ファスナーを開けて通す構造**であり、紐などで密閉はせず、ファスナー自体で閉じる。

#### 侵害していない理由

請求項1は「取出し筒」と「口紐による緊縛で密閉」が必須構成。

例1は**取出し筒**ではなく、背中布地に直接**ファスナー付き開口**を設けており、

かつ**口紐**も使わない。

したがって、請求項1の文言に該当しない(文言侵害はなし)。

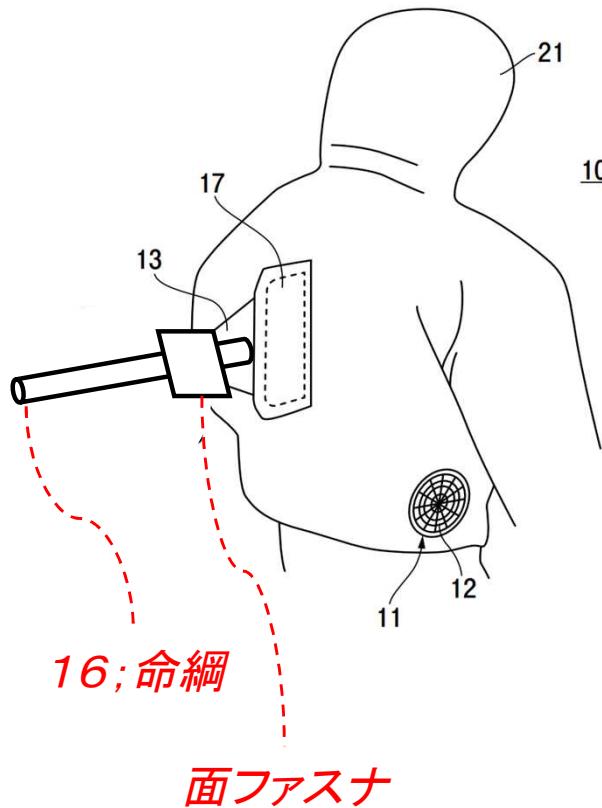
均等論の可能性も低い

(取出し筒をファスナーで代替するのは作用効果が異なる)。

生成AIによる図のアウトプットは  
無かったので、補助的に作図

## 2. 2(4) 特許権侵害を主張されそうな請求項

【図1】



生成AIによる図のアウトプットは無かったので、補助的に作図

### 例2: 特許権者から特許権侵害を主張されそうな空調服

#### 構成例

空調服にファン・モータ・電源を備える点は同じ。

背中部分に命綱を通す筒状部材を設ける。

ただし、筒先端に「口紐」ではなく、面ファスナー付きのカバ一部材を設けて、命綱を取り出した後に開口を覆って密閉する。

#### 侵害を主張されそうな理由

文言上は「口紐」ではないが、筒の開口を密閉するための手段として同等機能を持つ。

特許権者からは「口紐による緊縛」と「面ファスナーで覆って固定」は実質的に同じ効果を持ち、均等侵害だと主張される可能性が高い。

特に「命綱を通すための取出し筒」を備えている点で主要な特徴は共通。

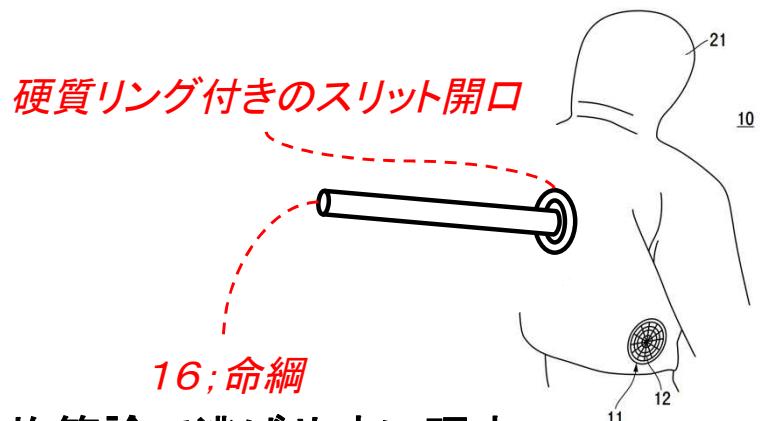
よって、非侵害の主張は可能だが、権利者から反論されやすいグレーゾーン。

## 2. 2(5) 特許権侵害を回避できるであろう請求項

### プロンプト2:

「より巧妙に回避できそうな構成(均等論でも逃げられる可能性が高いもの)となる例3を提案して下さい。

【図1】



Chat GPT

### 【例3; 均等論でも回避できそうな構成】

#### 構成例

空調服にファン・モータ・電源を備える点は同じ。  
背中部分には命綱用の専用筒を設けない。  
代わりに、背中布地に **硬質リング付きのスリット開口**を設ける。

リングは命綱を通すための補強材で、布地が破れないようにする。

開口は、\*\*防水・防塵用のゴム製シート(スリット付き弾性膜)\*\*で覆われており、命綱を通すとゴムが命綱に密着し、開口が自然に塞がる。

口紐や紐で縛る要素は一切ない。

### 均等論で逃げやすい理由

相違点が「取出し筒+口紐」という必須要件に直結している。

請求項1は「筒+口紐」という具体的な構造を限定しているのに対し、例3は「スリット+弾性膜」でまったく異なる手段。

作用効果も異なる。

請求項1の口紐は「引っ張って縛ることで密閉」するが、例3の弾性膜は「物理的な弾性復帰力で隙間を塞ぐ」。

密閉の仕組みと操作性が根本的に違う。

容易想到性も低い。

紐をファスナーや面ファスナーに置き換えるのは容易想到だが、ゴム膜で自然密着させるのは設計思想が異なり、均等論で置換可能とされにくい。

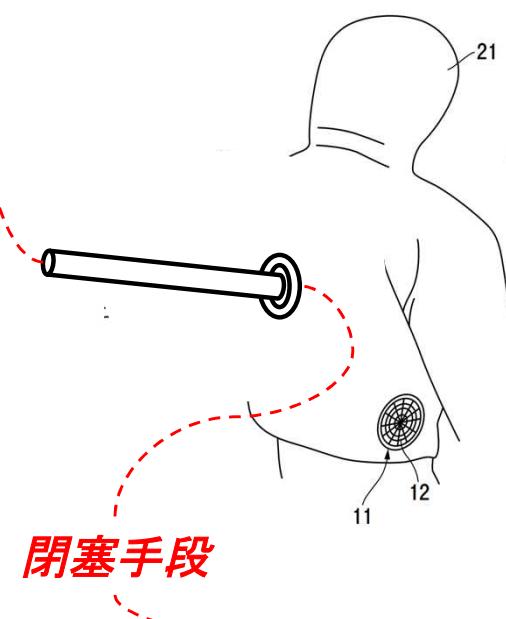
## 2. 2(6) 広く特許権侵害となりそうな請求項

### プロンプト3:

例1, 例2, 例3を、特許権侵害とするための請求項1を、提案して下さい。

Chat GPT

16; 命綱<sub>〔図1〕</sub>



「閉塞手段」という、  
上位概念化が  
できるようになった。

### 【改訂請求項1】

空調服の一部に設けられた開口部と、  
この開口部に臨んで配設したファンと、  
前記ファンを駆動するモータと、前記モータを  
駆動する携帯可能な電源とを備え、  
前記ファンを駆動することにより外気を空調服  
内に取り入れ、袖口あるいは首周りから排出す  
る空調服であって、

前記空調服の背中部分に、命綱を通すための  
開口部を備え、

前記開口部には、命綱を通した後に開口部を  
閉塞可能な閉塞手段を設け、

前記閉塞手段は、紐による緊縛、ファスナー、  
面ファスナー、弾性膜その他の閉塞機構を含む  
ことを特徴とする、

ハーネス型安全帯の着用可能な空調服。

### 【このクレームでカバーできる範囲】

例1(ファスナー方式):閉塞手段に「ファスナー」を含む → 包摂可能。

例2(面ファスナー方式):閉塞手段に「面ファスナー」を含む → 包摂可能。

例3(弾性膜方式):閉塞手段に「弾性膜」を含む → 包摂可能。

## 2. 2(7) 従属請求項の提案

### プロンプト4：

請求項1は、そのままにして、  
従属請求項を作成してみて下さい。

抽象的な表現の請求項1よりも、  
特許権侵害を確実に主張するこ  
とが、従属請求項の目的です。

### 【ポイント】

請求項1は「取り出し筒+口紐」として残す。  
その従属項で、ファスナー方式・面ファスナー方  
式・弾性膜方式を具体的に列挙。  
さらに「気密／防塵」などの効果でクレームを強  
化。  
これにより、文言侵害の可能性が大幅に高まる。

プロンプトで言及されていなかった  
「防塵」というワードを採択し、  
権利範囲を拡大できるようになった。



### 【請求項2】

請求項1に記載の空調服において、前記取出  
し筒の開口部を閉塞する閉塞手段が、ファスナー  
である空調服。(=例1を包含)

### 【請求項3】

請求項1に記載の空調服において、前記取出  
し筒の開口部を閉塞する閉塞手段が、面ファス  
ナーを有するカバー部材である空調服。(=例2  
を包含)

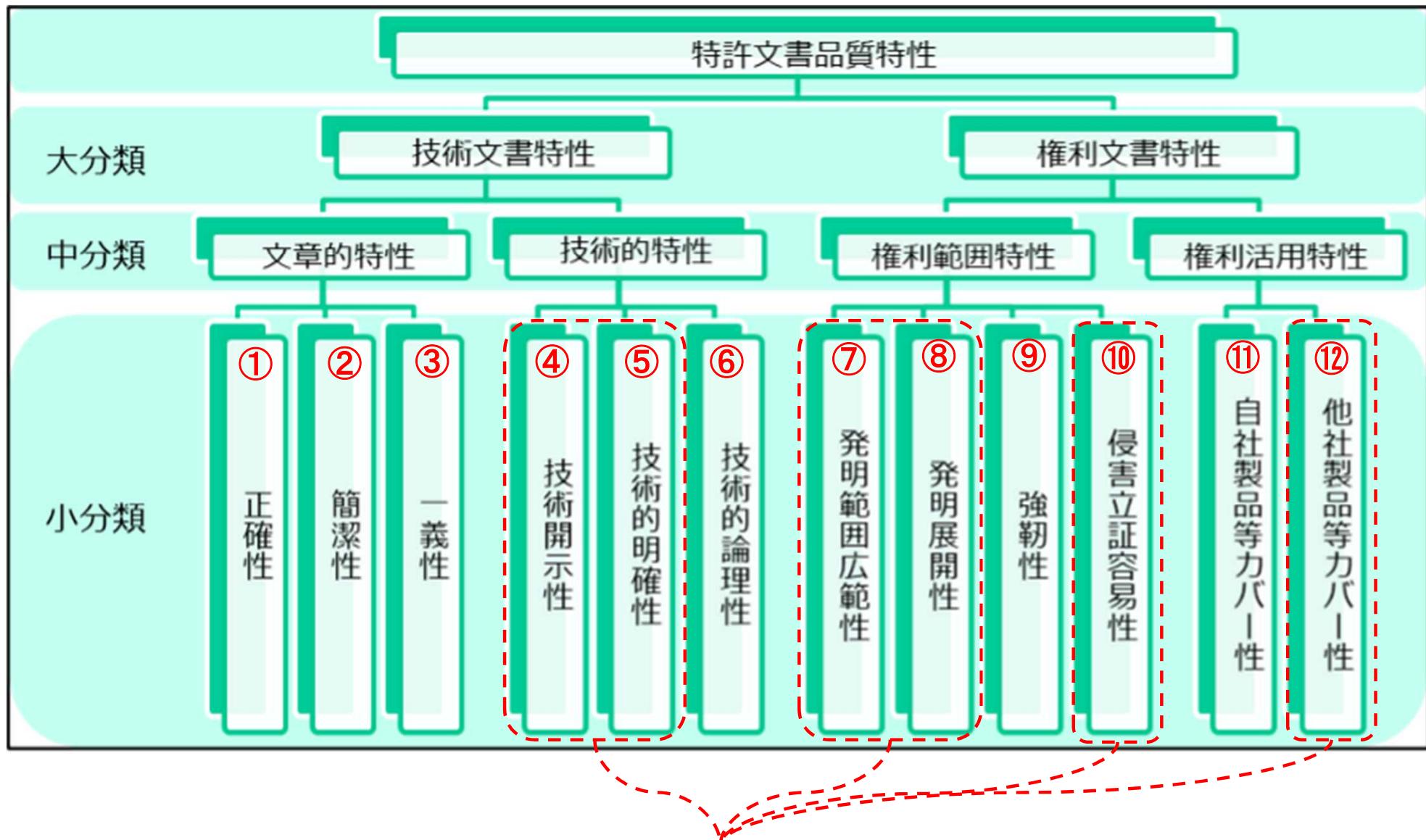
### 【請求項4】

請求項1に記載の空調服において、前記取出  
し筒の開口部を閉塞する閉塞手段が、弾性膜ま  
たはスリットを有する弾性体である空調服。(=  
例3を包含)

### 【請求項5】

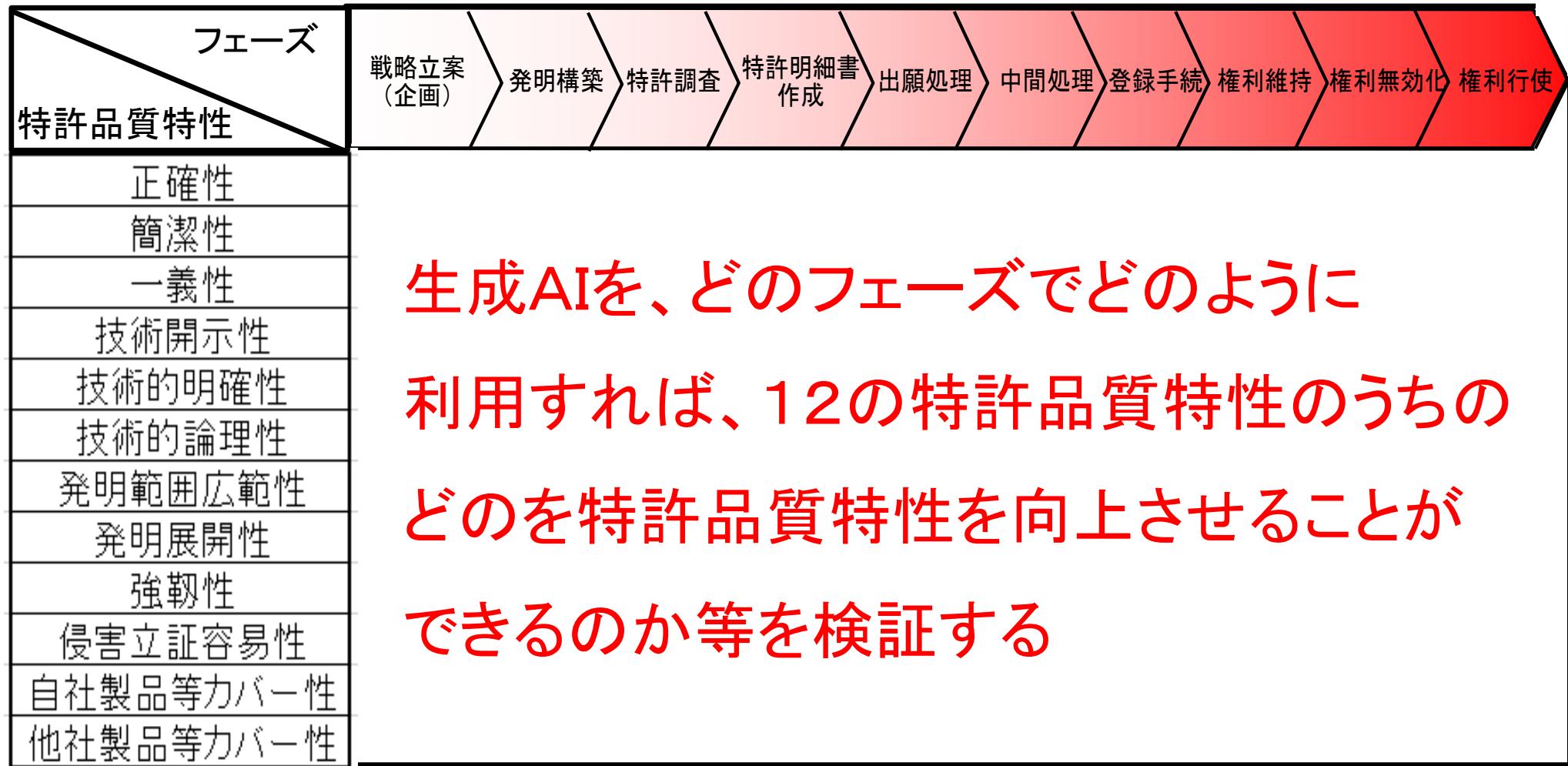
請求項1～4のいずれかに記載の空調服にお  
いて、前記閉塞手段は、命綱を通した後に前記  
開口部を気密または防塵状態に維持するよう  
構成されている空調服。  
(=全方式を広く補足、特に空調服の「空気漏  
れ防止」効果を強調)

# 特許文書・品質特性 と 生成AIによるアウトプットの評価



### 3. 今後

#### (1) 生成AIの更なる評価(他のフェーズでの試用)



### 3. 今後

#### (2) 特許文書品質特性モデルの普及に向けた方策の検討・実施

- ・弁理士会の新人研修での上記テキストの使用の打診
- ・知的財産教育協会等でのシンポジウムの開催(2023/3開催)
- ・日本知的財産協会等への講義・研修の打診
- ・パテント、日本知財学会、知財管理、特技懇などへの投稿
- ・テキストの無料配布(冊子、PDF)

(URL) <https://tech-jpn.jp/tokkyo-hinshitu-gakusyu-text/>